

# 注意事項！

以下の①～⑥に該当する場合は「自動償還払い」の取り扱い対象外となりますので、これまで通りうるま市役所障がい福祉課窓口にて領収書を持参の上、支給申請手続きを行ってください。

- ① 平成30年7月31日までに受診された場合
  - ② 受診の際に医療機関窓口にて「重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者証」を提示しなかった場合
  - ③ 県外の医療機関を受診された場合
  - ④ 県内の「自動償還払い」を導入していない医療機関（訪問看護・鍼灸・整骨院・柔道整復等含む）で受診された場合
  - ⑤ 医療費の自己負担額に未払いがある場合
  - ⑥ 療養費の支給があった場合
- 【例】医療用補装具（コルセット等）を購入の際に一旦、全額お支払いしてもらい、その後、加入保険組合への申請、審査を経て自己負担分を除いた金額が払い戻されたときなど

- 受診の際には、医療機関窓口にて「自動償還払い」を導入しているか必ず確認を行ってください。
- 受診月の翌々月末日に助成金の振り込みが確認できない場合は、うるま市役所障がい福祉課へお問い合わせください。

**平成30年7月31日までの受診分については、これまでどおり、市役所窓口で申請手続きが必要です。**

※領収書の支給申請は、受診月から13か月以内となります。

## 【問合せ先】

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号  
うるま市役所障がい福祉課 障がい給付係  
TEL：098-973-5452